

## 基本計画に基づく令和3年度取り組み内容 (権利擁護センター関連事業予定)

### (ア) 専門職団体、関係機関等が連携協力する「権利擁護・成年後見制度利用促進協議会」の構築

- ・令和3年4月 1日 条例施行
- ・ 〃 5月19日 第1回協議会開催（本日）
- ・令和3年度後半 第2回協議会開催予定

### (イ) 中核機関の設置及び運営

- ・令和3年4月1日「南アルプス市権利擁護センター要綱」施行
- ・相談窓口の体制整備（担当者会議開催、月1回程度）
- ・権利擁護センター職員研修（6月）
- ・相談窓口周知（住民・関係機関）→（エ）制度普及啓発と併せて実施

### (ウ) 本人中心を徹底する「チーム」の形成

- ・支援調整会議（意思決定支援ミーティング）2か月に1回程度  
（後見人を含むチームによる個別支援の強化、意思決定支援と身上保護の重視、適切な後見人等候補者調整、家庭裁判所への推薦）
- ・家事関係機関連絡協議会等参加（時期未定） ※広域連携の取り組み
- ・サービス担当者会議、地域ケア会議における権利擁護ニーズの抽出
- ・仮称「多機関協働調整会議」による多問題重複事例等の総合調整  
（福祉総合相談体制における権利擁護支援体制の強化）
- ・法人後見事業との連携（成年後見センター等と連携）
- ・虐待防止・権利擁護研修（相談支援従事者・サービス提供事業者）  
（虐待の早期発見、相談窓口の周知・啓発、虐待対応力の強化）

## (エ) 成年後見制度の普及啓発の促進

### 《住民向けの制度普及啓発、権利擁護支援の広報》

(支援が必要な方の早期発見・支援に向けて)

- ・市広報の発行(6月)、社協広報の発行(7月以降)
- ・リーフレット作成・配布
- ・市民向け講演会(夏頃)、市民後見人養成講座(秋頃)、

### 《福祉・医療・行政関係機関への普及啓発》

- ・部内職員研修(6月)、権利擁護センター職員研修(6月)
- ・相談支援従事者研修(7月、冬頃)

(ケアマネ・計画相談等の中継ぎ役を担う方々、医療機関・関係機関への広報と連携強化)

## (オ) 市民後見人の養成・支援

- ・市民後見人養成等推進事業(南アルプス市社会福祉協議会に委託)
- ・市民後見人養成講座(秋頃)

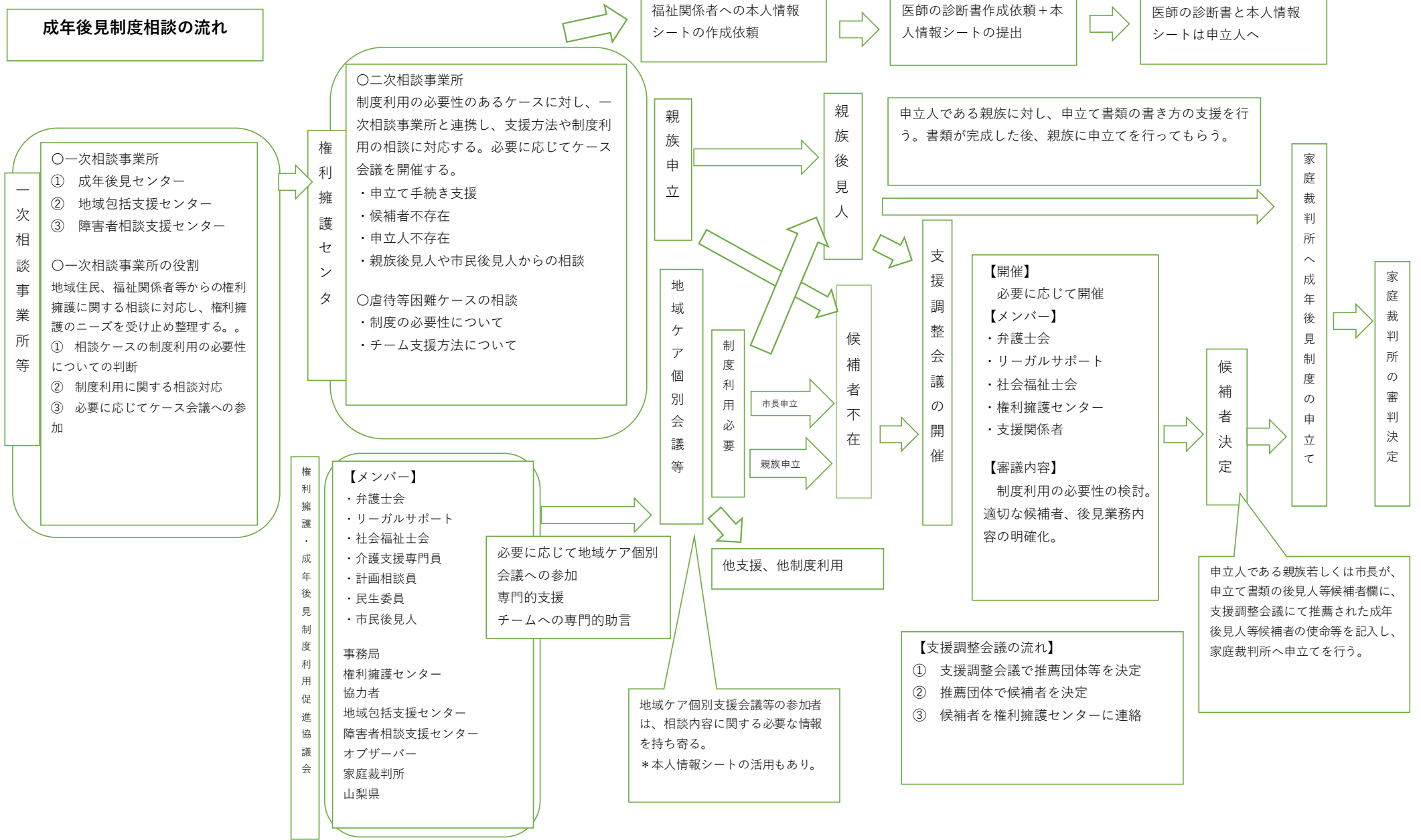
## (カ) 成年後見制度の利用に関する助成制度

- ・「成年後見制度利用支援事業」→成年後見人等への費用負担支援  
(令和3年4月1日 要綱全部改正 ※収入・資産要件等の見直し)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>★成年後見制度の普及啓発と制度を身近に感じさせる取り組みの推進</li><li>★権利擁護支援体制の構築</li><li>★利用者が制度のメリットを実感できる制度利用</li></ul> |
|---|

基本施策	施策の柱	主な取組み	事業等
1 成年後見制度の普及啓発と制度を身近に感じさせる取り組みの推進	施策の柱① 理解・広報・啓発	①権利擁護支援の広報	市広報の発行(6月) 社協広報の発行(7月以降) リーフレット作成
		②福祉事業所・医療機関への広報 対象階層別研修	相談支援従事者研修(7月、冬頃)
		③行政機関・対象階層別研修	部内職員研修(6月) 権利擁護センター職員研修(6月)
		④住民向け制度啓発のための行事開催	市民向け講演会(夏頃) 市民後見人養成講座(秋頃)
		⑤広域連携に向けた取り組み	家事関係機関連絡協議会等の参加(未定)
	施策の柱② 円滑な施度運用の促進	①相談窓口の体制整備	部内職員研修(6月) 権利擁護センター職員研修(6月) 相談窓口の周知
		②中継ぎ役を担う方々への周知啓発	相談支援従事者研修(7月、冬頃)
		③関係機関への広報および連携	相談支援従事者研修(7月、冬頃)
		④医療機関への広報および連携	相談支援従事者研修(7月、冬頃)
		⑤成年後見人への費用負担支援	成年後見制度利用支援事業
2 権利擁護支援体制の構築	施策の柱① 権利擁護支援のネットワークづくり	①早期からの支援が必要な方の発見・支援	相談窓口の周知 広報啓発 各種イベント等でリーフレット配布
		②後見人を含めたチームによる個別支援の強化	支援調整会議(2か月に1回程度) 意思決定支援ミーティング
		③意思決定支援と身上保護の重視	支援調整会議(2か月に1回程度) 意思決定支援ミーティング
		④総合相談体制の構築	(仮称)多機関協働調整会議 多問題重複事例等の総合調整
	施策の柱② 虐待予防・対応の強化	①虐待の早期発見 相談窓口の周知・啓発	虐待防止・権利擁護研修(相談支援従事者・サービス提供事業者)
		②虐待の対応力の強化	虐待防止・権利擁護研修(相談支援従事者・サービス提供事業者)
3 利用者が制度のメリットを実感できる制度利用	施策の柱① 本人に相応しい制度利用	①後見人を含めたチームによる個別支援の強化	支援調整会議(2か月に1回程度) 意思決定支援ミーティング
		②適切な後見人等候補者調整 家庭裁判所へ推薦	支援調整会議(2か月に1回程度)
		③法人後見事業との連携	成年後見センター等と連携

# 成年後見制度相談の流れ



**一次相談事業所等**

- 一次相談事業所
- ① 成年後見センター
- ② 地域包括支援センター
- ③ 障害者相談支援センター

○一次相談事業所の役割  
地域住民、福祉関係者等からの権利擁護に関する相談に対応し、権利擁護のニーズを受け止め整理する。。

- ① 相談ケースの制度利用の必要性についての判断
- ② 制度利用に関する相談対応
- ③ 必要に応じてケース会議への参加

**権利擁護センター**

- 二次相談事業所  
制度利用の必要性のあるケースに対し、一次相談事業所と連携し、支援方法や制度利用の相談に対応する。必要に応じてケース会議を開催する。
- ・申立て手続き支援
- ・候補者不存在
- ・申立人不存在
- ・親族後見人や市民後見人からの相談
- 虐待等困難ケースの相談
- ・制度の必要性について
- ・チーム支援方法について

**権利擁護・成年後見制度利用促進協議会**

**【メンバー】**

- ・弁護士会
- ・リーガルサポート
- ・社会福祉士会
- ・介護支援専門員
- ・計画相談員
- ・民生委員
- ・市民後見人

事務局  
権利擁護センター  
協力者  
地域包括支援センター  
障害者相談支援センター  
オブザーバー  
家庭裁判所  
山梨県

必要に応じて地域ケア個別会議への参加  
専門的支援  
チームへの専門的助言

地域ケア個別支援会議等の参加者は、相談内容に関する必要な情報を持ち寄る。  
\*本人情報シートの活用もあり。

福祉関係者への本人情報シートの作成依頼

医師の診断書作成依頼+本人情報シートの提出

医師の診断書と本人情報シートは申立人へ

親族申立

親族後見人

申立人である親族に対し、申立て書類の書き方の支援を行う。書類が完成した後、親族に申立てを行ってもらう。

地域ケア個別会議等

制度利用必要

市長申立

親族申立

候補者不在

支援調整会議の開催

**【開催】**  
必要に応じて開催

**【メンバー】**

- ・弁護士会
- ・リーガルサポート
- ・社会福祉士会
- ・権利擁護センター
- ・支援関係者

**【審議内容】**  
制度利用の必要性の検討。  
適切な候補者、後見業務内容の明確化。

候補者決定

家庭裁判所へ成年後見制度の申立て

家庭裁判所の審判決定

**【支援調整会議の流れ】**

- ① 支援調整会議で推薦団体等を決定
- ② 推薦団体で候補者を決定
- ③ 候補者を権利擁護センターに連絡

## 支援調整会議の役割と留意事項について

中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護（以下の4つの機能）を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】①広報、②相談、③制度利用促進（受任者調整（マッチング）、担い手の育成・活動促進）、④後見人支援

その中で主に②と③と④の機能を確保し、権利擁護支援の方針及び本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断を行う場として支援調整会議が位置づけられる。

留意事項は以下の通り。

### ① 成年後見制度の申立ての妥当性の確認

- ・本人にとって必要な支援は何か
- ・現在の支援体制で対応できない課題は何か
- ・申立てが必要なケースか
- ・申立て以前に、早急に必要な支援や情報収集はないか

### ② 申立てのあり方の検討

- ・誰が申立てを行うのか
- ・本人や親族が申立人となる場合、どの機関が申立ての支援を行うのか

### ③ 求められる後見事務の想定と適切な成年後見人等の検討

- ・予想される後見事務は何か
- ・本人に必要な支援を提供するために必要な権限（代理権、同意見、取消権）は何か  
そのことに対して本人は同意をしているか。同意がない場合は、権限を付与する必要性の根拠はあるか。
- ・本人にとって望ましい候補者の要件は何か
- ・どのような成年後見人等の選択肢があるか（複数後見など）

### ④ 本人のマッチング

- ・本人と候補者の顔合わせはどうするか
- ・本人との相性の確認等はどのように判断するか